

吉田八幡原東地区

緑地協定



長野県塩尻市

建設事業部都市づくり課

吉田八幡原東地区緑地協定

(目的)

第1条 この協定は、私たちの地区が豊かな緑に囲まれ、季節の移り変わりが楽しめるような美しく静かで快適な環境を整備することを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は、吉田八幡原東地区緑地協定（以下「協定」といいます。）といえます。

(協定の締結)

第3条 この協定は都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条の規定に基づいて締結するものです。

(協定区域)

第4条 この協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」といいます。）は、別図に示す区域とします。

(協定の効力)

第5条 この協定は、塩尻市長の認可の公告があった日から効力が生じます。また、この日以降に新たに土地所有者等となった者に対してもその効力が及ぶことになります。

(緑化に関する事項)

第6条 緑化に関する事項を次のとおり定めます。

- (1) 緑化に当っては協定区域内の緑を豊かにするとともに、近隣との調和が図られるよう努めるものとします。
- (2) 宅地の囲障はなるべく樹木を植栽することとし、かき又はさくの構造は、生垣又は透視可能な開放的フェンスとします。
ただし、フェンスの土台等で地盤からの高さ60センチメートル以下のものは除きます。
- (3) 樹木等の種類は、誰からも親しまれるものとします。また、果樹の病害の原因となるカイヅカイブキ、タマイブキ等のビャクシン類は、植栽しないようにします。

(樹木等の保護及び管理)

第7条 樹木等の保護及び管理に関する事項を次のとおり定めます。

- (1) 土地所有者等は、緑豊かで潤いのある快適な住環境を維持するために植栽した樹木等を良好に管理するものとします。
- (2) 塩尻市緑のまちづくり事業助成要綱により補助を受け植栽された樹木等が、出入口の変更又は建築物若しくは耕作物の設置等により支障となった場合は同一敷地内に移植するものとします。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、塩尻市長の認可の公告のあった日から10年間とし、その期間が終了

する前に土地の所有者等の過半数が廃止についての申し出をしないときはさらに10年間延長します。

(協定の変更及び廃止)

第9条 この協定に係る事項を変更しようとするときは、土地所有者等全員の合意によるものとします。

2 この協定を廃止しようとするときは、土地所有者等の過半数の合意によるものとします。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 土地所有者等は、その過半数の合意により、協定に違反した者に対し、必要な措置をとることを求めることができます。

上記緑地協定を締結する。

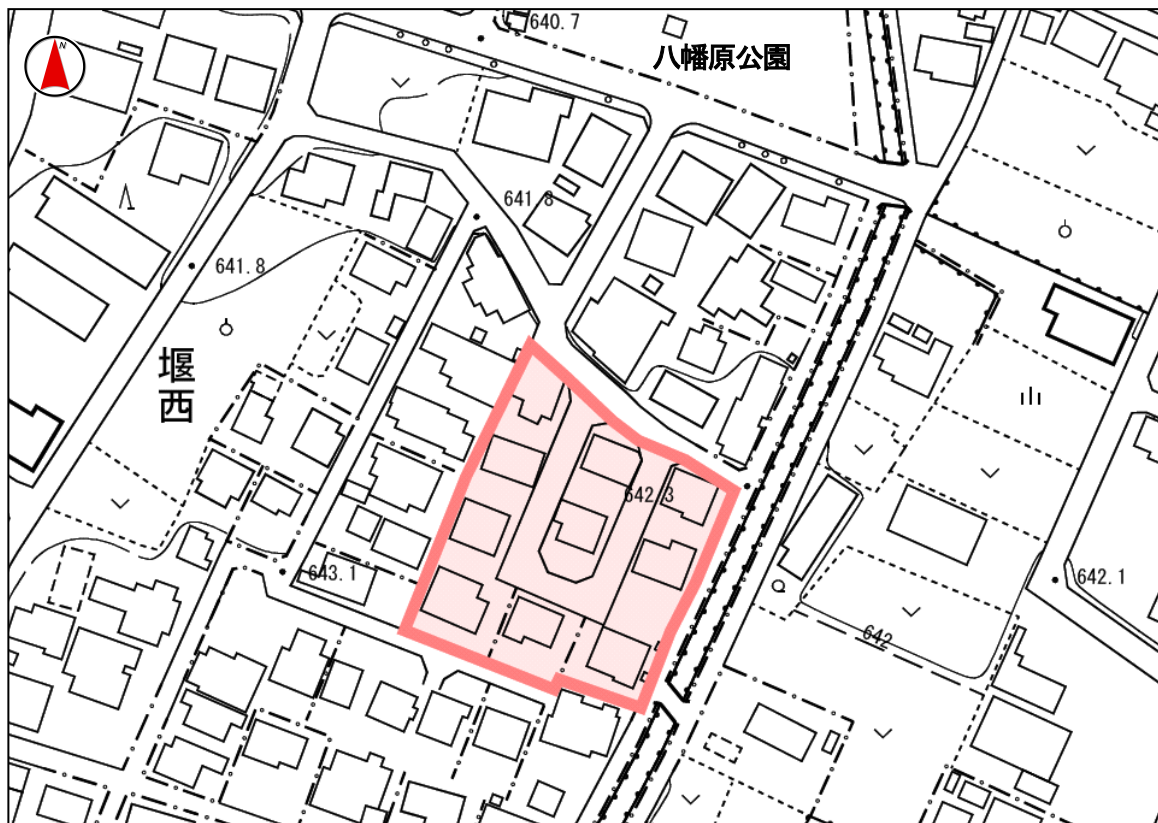
平成19年8月17日(平成19年9月20日認可)

協定締結代表者(認可申請代表者)

住 所 長野県塩尻市大字広丘吉田542番地29

氏 名 滝 口 勇 治

【別図】



お問い合わせ先

塩尻市役所建設事業部都市づくり課

〒399-0786

塩尻市大門七番町3番3号

(0263) 52-0280 (代表)